

# 福井県総合グリーンセンター方向性検討業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要領

## 1 趣旨

本要領は、福井県総合グリーンセンターの開園 50 周年（令和 12 年）を見据え、将来に向けて求められる機能や運営の方向性をとりまとめるにあたり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための各種手続、要件および審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

福井県総合グリーンセンターは開園から 45 年が経過し、施設および樹木の老朽化等への対応や、利用者ニーズ・社会環境の変化を踏まえた課題の整理が必要となっている。

本業務の実施にあたっては、高度な知識や構想力、専門的な技術力および経験を有する事業者から提案を求め、最適な受託候補者を決定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。審査の結果、最も優れた提案を行った応募者（以下、「優先交渉権者」という。）は、本県と契約締結に向けて協議を行い、合意に至った場合に契約を締結する。

## 2 概要

### (1) 業務名称

福井県総合グリーンセンター方向性検討業務

### (2) 業務内容

別紙「福井県総合グリーンセンター方向性検討業務委託仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日(水)まで

### (4) 提案限度額

金 6, 000, 000 円（消費税および地方消費税を含む。）

※令和 8 年福井県議会 6 月定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、あらかじめご承知願います。

## 3 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、福井県総合グリーンセンター方向性検討業務企画提案選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「応募資格」という。）に関し、次に掲げる要件を満たし、県の認定を受けた者とする。共同企業体を構成して参加する場合においては、代表者となる構成員がすべての応募資格を満たすとともに、それ以外の構成員が次の（2）～（8）の要件を満たすこととする。なお、いずれの構成員も、この業務の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

(1) 本業務に係る担当者は下記に類する経験を有すること。

・公園または園内施設（建物を含む）の新設・改修に関する業務

・行政機関等が設置するワーキンググループの運営に関する業務

(2) 本業務の応募資格認定の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。

(3) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札の資格を有する者であること。

ただし、「4 プロポーザル審査の手続き等（4）応募資格認定申請書の提出」時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生法手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。

(6) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がないものであること。

(7) 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。

①役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

③役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

④役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

⑤役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### (8) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当する場合、または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ①応募資格審査の結果通知日までに、提案者が前記の応募資格要件を満たさなくなった場合
- ②見積書の金額が、提案上限金額を超える場合
- ③提出期限までに提出資料が提出されない場合
- ④2案以上の企画提案をした場合
- ⑤提出資料に虚偽の記載があった場合
- ⑥著しく信義に反する行為があった場合
- ⑦契約を履行することが困難と認められる場合
- ⑧企画提案書の記載内容が法令違反など、著しく不適当な場合
- ⑨審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑩書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

### 4 プロポーザル審査の手続き等

#### (1) 実施スケジュール

| 項目             | 日程                               |
|----------------|----------------------------------|
| 実施要領等の公示・配布開始日 | 令和8年7月8日（水）                      |
| 質問受付期日         | 令和8年7月15日（水）16時<br>（電子メール）       |
| 質問の回答          | 令和8年7月21日（火）                     |
| 応募資格認定申請申込期日   | 令和8年7月15日（水）16時<br>（郵送、持参、電子メール） |
| 応募資格の認定結果通知    | 令和8年7月21日（火）                     |
| 企画提案書提出期限      | 令和8年7月29日（水）17時<br>（郵送、持参）       |
| 選定委員会審査        | 令和8年8月7日（金）【予定】                  |

※ただし、各実施日については、事務の都合上により変更する場合がある。

#### (2) 実施要領等の配布

配布期日 令和8年7月15日（水）16時まで

配布場所 福井県農林水産部森づくり課内  
（〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 県庁8階）

配布方法 実施要領は、上記の配布場所ならびに森づくり課ホームページに掲載する。

森づくり課URL

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/moridukurika/kenminundou>

/gc\_direction.html

(3) 実施要領等に対する質問受付・回答

- ①質問方法・提出先 質問は、任意の様式を使用し、電子メールで行うこと  
電子メール宛先 mori@pref.fukui.lg.jp

※送信後に森づくり課（0776-20-0442）へ電話し、電子メールの到着を確認すること

※評価等に影響を及ぼす恐れがある質問は受け付けない

- ②受付期間 令和8年7月8日(水)から7月15日(水)16時まで

- ③回 答 出された全ての質問とその回答は、質問者の名前を伏せて質問回答書にとりまとめ、県ホームページにて令和8年7月21日(火)までに公表する予定とする。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(4) 応募資格認定申請書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり応募資格認定申請書（様式1）および応募資格誓約書（様式2）、競争入札参加資格通知書の写しを提出すること。なお、競争入札参加資格を得ていない場合は、「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること。

共同企業体を構成する場合は、様式1、様式2、競争入札参加資格通知書の写し（または、物品等競争入札参加資格審査申請書）に加え、共同企業体構成表（様式3）に共同企業体協定書（別紙を参考に任意様式で作成のこと）を添付して提出すること。

- ①提出期限 令和8年7月15日（水）16時（必着）

- ②提出方法 電子メール（mori@pref.fukui.lg.jp）、持参、郵送（配達証明）、宅配便（手渡したことが証明されるものに限る）によること。なお、持参の場合は、土・日・祝日を除く9時から17時までの間に限る。

※電子メールによる場合は、送信後に森づくり課（0776-20-0442）へ電話し、電子メールの到着を確認すること

- ③提出先 下記「9 問合せ先」に同じ

- ④提出部数 各1部

(5) 応募資格の認定結果通知

応募資格要件を審査し、その結果を令和8年7月21日（火）に通知する。応募資格認定申請書を提出した者のうち、応募資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を通知する。

(6) 企画提案書等の提出

応募資格を有すると認められた者は、次により企画提案書等を提出すること。

- ①提出期限 令和8年7月29日（水）17時（必着）

- ②提出書類 企画提案事項については、別添仕様書「福井県総合グリーンセンター方向性検討業務委託仕様書」参照し、次の（ア）～（エ）を企画提案書として提出する。なお、提出後における提出書類の追加および変更は認めない。（（ウ）～（エ）の書類については、日本工業規格A3もしくはA4判、様式は任意（白黒・カラーどちらでも可））
- （ア）企画提案書の提出について（様式4）  
（イ）企画提案書（様式5）
- ※提案項目
- ・類似実績の概要
  - ・今後、総合グリーンセンターの果たすべき役割、あり方についての提案
  - ・総合グリーンセンターに求められる新たな機能についての提案
  - ・類似実績を踏まえ、ワーキンググループでの意見集約の進め方の提案
  - ・契約後のスケジュールの提案
- ※様式5ではなく独自の様式でも可とする。  
ただし、様式5に記載の項目はすべて盛り込むこと。
- （ウ）費用積算書（一式とせず内容ごとに区分して記載）  
※総額は消費税および地方消費税10%を含んだ金額とする。
- （エ）本業務に係る実施体制（責任体制、人的配置がわかるもの）、本業務に係る担当者の業務経歴（上記3（1）関係）
- ③提出方法 持参、郵送（配達証明）または宅配便（手渡したことが証明されるものに限る）によること。なお、持参の場合は、9時から17時までの間に限る。
- ④提出先 下記「9問合せ先」に同じ
- ⑤提出部数 ②の（イ）～（エ）を1綴りにしたものを5部  
※うち1部には「企画提案書の提出について（様式4）」を添付すること。
- ⑥留意事項 （ア）企画提案に係る経費はすべて提案者の負担とする。  
（イ）提出された書類は一切返却しない。  
（ウ）提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- ⑦企画提案書の提出辞退  
応募資格認定申請書（様式1）および応募資格誓約書（様式2）の提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

## 5 審査および審査結果の通知

### (1) 審査方法

企画提案書の提出があった事業者を対象にプレゼンテーションを実施し、県が設置するプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において審査する。審査については、「評価基準」により評価点を算定し、評価点の合計が最大の者を優先交渉権者（第一順位者）とする。なお、合格基準点は評価点の7割とし、評価点の合計で最大の者が複数ある場合は、委員会の合議により決定する。また、第一順位者の次の順位の評価点の者を第二順位者とし、優先交渉権者が契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を優先交渉権者とする。

### (2) プレゼンテーションの実施

本プロポーザルへの参加に係る書類を不備なく提出した参加者に対して、次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施する。詳細は提出書類の確認後、別途参加者に通知する。

#### ① 予定日：令和8年8月7日(金)

詳細は後日通知。応募者多数の場合は2日に分けて実施。

#### ② プレゼンテーション時間

準備 5分以内

説明 15分以内

質疑応答 10分以内

※説明は提出した企画提案書等の内容に基づくものとし、事前に提出した企画提案書以外の資料は使用しないこと。

※プレゼンテーションの順番は、本県で決定した順番とする。

※プレゼンテーションは非公開とする。

#### ③ 参加人数

プレゼンターは3人以内とし、本業務の担当者が行うこと。

### (3) 審査結果

審査結果は、令和8年8月18日(火)に全てのプロポーザル参加事業者に電子メールにより通知する。また、通知後、参加事業者名および審査結果を県ホームページで公表する。なお、選定結果以外の内容は非公開とし、当該結果の異議申し立ては受け付けない。

## 6 契約の締結

### (1) 契約に係る交渉

審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書に記載された項目に基づき協議を行い、必要に応じて仕様書を修正し、契約における仕様、金額等の内容を定め、福井県財務規則に基づき契約を締結する。

したがって、優先交渉権者の決定を持って企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

また、「失格事項」に該当する場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。優先交渉権者と協議を行い、内容を確定させた後、見積徴収を行ったうえで、委託契約を締結する。

## (2) 内訳書の提出

見積徴収に際し、見積書に記載された見積金額に対応した内訳書を提出すること。

## 7 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 提出書類が期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提案限度額を超えた見積書を提出した場合
- (3) 予定のプレゼンテーション開始時間までに連絡がなく開始されなかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと県が認める場合
- (5) 委員会または県が不適格と認めた場合

## 8 その他

- (1) この企画提案に対する個別のヒアリングおよび説明対応は、受け付けないものとする。
- (2) 契約の履行にあたり、妨害または不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (3) 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。
- (4) 企画提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (6) 災害等不測の事態が生じた場合は、本プロポーザルに関する手続きを延期・中止することがある。

## 9 問合せ先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県農林水産部森づくり課緑化推進グループ

担当：加藤、桑原

電話番号：0776-20-0442

ファックス：0776-20-0654

電子メール：mori@pref.fukui.lg.jp